

第6次 太子町総合計画
前期基本計画(案)

令和〇年〇月

太子町

<目次>

第4章 前期基本計画の体系.....	4-1
1 基本計画の趣旨	4-1
2 基本計画の構成	4-1
3 分野別計画の体系	4-2
4 SDGs との対応	4-3
5 進行管理.....	4-4

第5章 分野別計画	5-1
1 未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）	5-1
(1) 子育て支援体制の強化	5-1
① 妊娠期からの母子保健の充実を図ります	5-2
② 子育て家庭の支援を進めます	5-3
③ すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます	5-5
(2) 地域とともに育む学校教育の充実	5-6
① 元気な子どもを育てる学校園づくりを進めます	5-7
② 学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます	5-8
2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ）	5-9
(1) 生涯にわたり学べる環境づくり	5-9
① 生涯学習の推進を図ります	5-10
② 生涯スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります	5-11
(2) 人と人が互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり	5-12
① 人権尊重のまちづくりを進めます	5-13
② 男女共同参画社会を進めます	5-14
(3) 住民との協働、地域への愛着心の醸成	5-15
① 住民主体のまちづくりを進めます	5-16
② 歴史・文化の保全と活用を図ります	5-17
3 すべての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり（健康・福祉）	5-18
(1) 住民の健康づくりの推進	5-18
① 健康づくり・食育を進めます	5-19
② 地域医療の充実を図ります	5-20
③ 保険制度の充実を図ります	5-21
(2) 地域福祉の充実	5-22
① 地域福祉体制の充実を図ります	5-23
② 高齢者福祉の充実を図ります	5-24
③ 障がい者福祉の強化を図ります	5-25
④ 生活困窮者支援の充実を図ります	5-26
4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業）	5-27
(1) 地域経済を支える産業の振興	5-27
① 都市農業の振興を図ります	5-28
② 商工業の活性化を図ります	5-29
(2) まちの魅力を活かした交流の推進	5-30
① まちの魅力発信を行います	5-31
(3) 就労の支援	5-32
① 就労支援の推進を図ります	5-33
5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤）	5-34
(1) 地域環境の保全・向上	5-34
① 協働により環境の保全を図ります	5-35

②	資源循環型の廃棄物処理対策を進めます	5-36
(2)	まちの安全性・快適性の向上	5-37
①	安心・安全を確保します	5-39
②	景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます	5-40
③	道路・交通体系の充実を図ります	5-41
④	移住・定住を促進します	5-42
6	持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）	5-43
(1)	効率的・効果的な行政経営	5-43
①	健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます	5-44
②	市町村等の広域連携や官民連携を進めます	5-45
③	デジタル技術の活用を進めます	5-46
(2)	人材確保・育成の強化	5-47
①	より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します	5-48

第4章 前期基本計画の体系

1 基本計画の趣旨

基本計画は、基本理念である「和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」を実現するために、基本構想で設定した基本目標やまち空間の考え方を踏まえて、政策や施策を体系的に示し、個別に作成される様々な計画の基本となるものです。

前期基本計画は、基本構想の計画期間である令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間のうち、前半の 5 年間となる令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までを目標年度とします。

2 基本計画の構成

前期基本計画は、分野別計画と太子町デジタル田園都市構想総合戦略により構成されます。

①分野別計画

分野ごとに各種施策を設定し、その実現に向け、現状や課題、施策の方向性等を示します。

②太子町デジタル田園都市構想総合戦略

本町では人口減少、少子・高齢化への対応が特に重要な課題であることから、「太子町デジタル田園都市構想総合戦略」としての位置づけ、重点的に取り組みます。

■「デジタル田園都市国家構想総合戦略」とは

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。

本構想の実現を図るため、国においては、令和 4（2022）年 12 月 23 日に、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和 5（2023）年度を初年度とする 5 か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、また令和 5（2023）年 12 月 26 日にその改訂版が策定されています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26（2014）年法律第 13 号。）第 9 条及び第 10 条に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされています。

「太子町デジタル田園都市構想総合戦略」は、国で策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、及び大阪府で策定した「第 3 期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 7（2025）年 1 月）を踏まえ策定するものであり、分野別計画の中で、国の定める重点目標に合致する施策を抽出し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略としてとりまとめたものです。

3 分野別計画の体系

分野別計画は、基本構想で設定した基本目標をもとに、以下のような政策（めざす姿）、施策（具体的な取り組み）で構成します。

表 4-1 分野別計画の体系

基本目標	政策	施策
1 未来を担うこどもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）	(1) 子育て支援体制の強化	①妊娠期からの母子保健の充実を図ります
		②子育て家庭の支援を進めます
	(2) 地域とともに育む学校教育の充実	③すべてのこどもたちが尊重されるまちづくりを進めます
		①元気なこどもを育てる学校園づくりを進めます
2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ）	(1) 生涯にわたり学べる環境づくり	②学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます
	(2) 人と人が互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり	①生涯学習の推進を図ります
		②生涯スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります
	(3) 住民との協働、地域への愛着心の醸成	①人権尊重のまちづくりを進めます
		②男女共同参画社会を進めます
	3 全ての人が健康で生き活きた生活が営めるまちづくり（健康・福祉）	(1) 住民の健康づくりの推進
②歴史・文化の保全と活用を図ります		
③健康づくり・食育を進めます		
(2) 地域福祉の充実		②地域医療の充実を図ります
		③保険制度の充実を図ります
		①地域福祉体制の充実を図ります
		②高齢者福祉の充実を図ります
		③障がい者福祉の強化を図ります
④生活困窮者支援の充実を図ります		
4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業）	(1) 地域経済を支える産業の振興	①都市農業の振興を図ります
	(2) まちの魅力を活かした交流の推進	②商工業の活性化を図ります
		①まちの魅力発信を行います
	(3) 就労の支援	①就労支援の推進を図ります
5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤）	(1) 地域環境の保全・向上	①協働により環境の保全を図ります
		②資源循環型の廃棄物処理対策を進めます
	(2) まちの安全性・快適性の向上	①安心・安全を確保します
		②景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます
		③道路・交通体系の充実を図ります
		④移住・定住を促進します
6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）	(1) 効率的・効果的な行政経営	①健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます
		②市町村等の広域連携や官民連携により、行政サービスの向上並びに行政コストの削減、行政課題の解決等を進めます
		③デジタル技術の活用を進めます
	(2) 人材確保・育成の強化	①より質の高い行政サービスを提供できる職員を育成します

4 SDGsとの対応

基本目標ごとの政策、施策により、SDGsの17のゴールの達成をめざします。

5 進行管理

計画期間中、政策や施策の進行状況を評価し、評価結果をもとに改善を図る、PDCAサイクルの仕組みを取り入れます。

PDCAサイクルとは、計画を策定し(Plan)、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し(Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan)もので、計画の実施に当たっては、PDCAサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

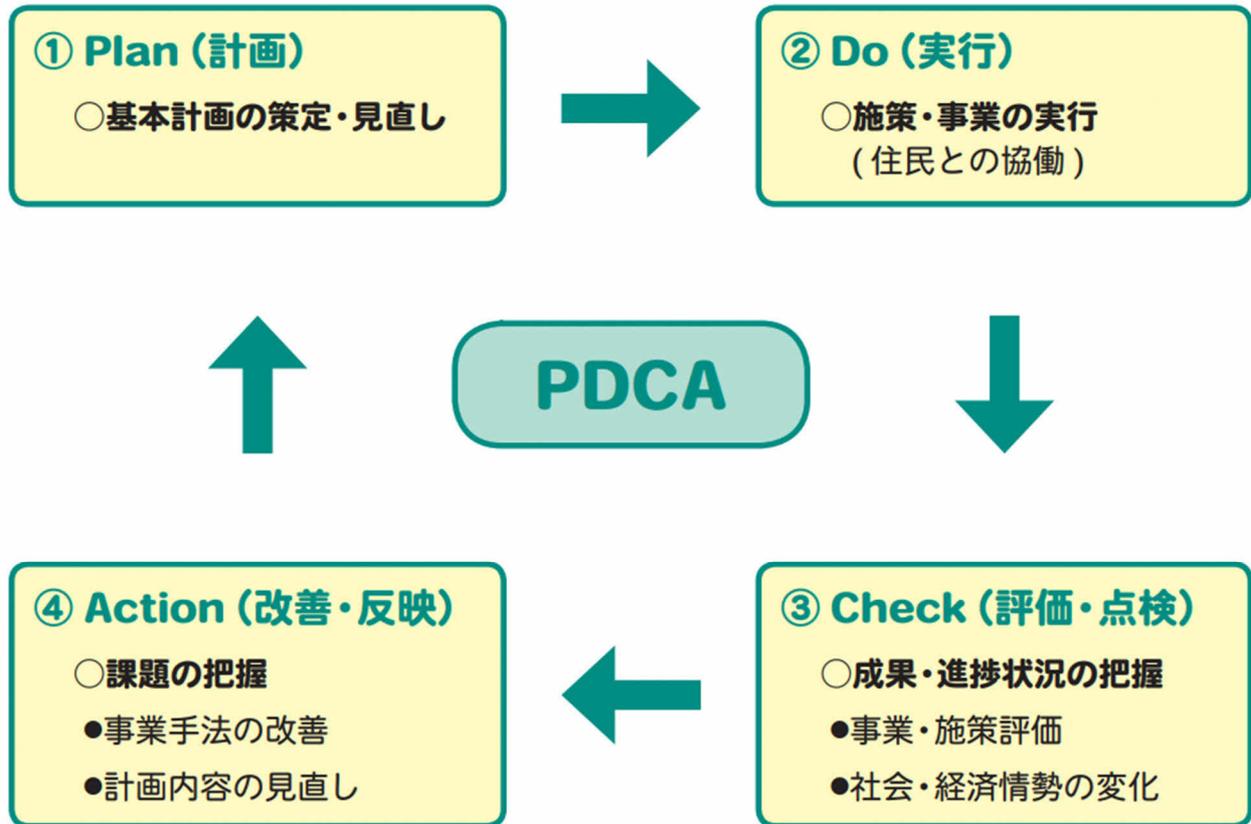


図 4-1 PDCA サイクル

*図のデザインについては、計画書全体のデザインに合わせて、修正予定。

第5章 分野別計画

1 未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり(子育て・教育)

(1) 子育て支援体制の強化

<現状>

○各種子育て支援

- ・本町では、妊娠初期からの伴走型支援をはじめ、妊婦や児童の保護者・子どもたちがつながれる地域の子育てネットワークの構築をめざすために「プレママ・パパ教室」や「ファーストベビー講座」、「赤ちゃん会ぷらす」等の各種子育て支援事業を行っています。

○就学に向けたつなぎ

- ・段階に応じたこどもの発達支援を行うための「発達支援教室」や「すくすく相談」等の就学に向けたつなぎに取り組んでいます。

○経済的支援

- ・各種助成・給付事業等による経済的支援を行い、妊娠期から顔の見える支援をこころがけ、地域全体で子育てを支え子育て世代が笑顔になれるように取り組んでいます。

<課題>

○安心して子育てができる環境の向上

- ・本町の合計特殊出生率は大幅な改善はありません。また、少子化による子育ての孤立化が問題となっています。今後は、さまざまな家庭が安心して子育てができる環境の整備に取り組む必要があります。そのためにも、地域ぐるみで子どもを見守り育む意識の醸成と、そのためのまちづくりが必要です。

<方針>

○各種啓発事業や教育・保育事業の充実

- ・子どもをまんなかに安心して笑顔で子育てができる地域づくりを推進するためには、こどもの人権を尊重できるよう、妊娠期から18歳までのこどもの発育・発達を促すことが重要となることから、各種啓発事業や教育・保育事業の充実を図ります。

○ワンストップ対応

- ・「太子町こども家庭センター」を核として、ワンストップ対応を進め、子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待予防、地域の子育て支援体制の構築、ひとり親支援、ヤングケアラー対策などさまざまな家庭のこども・子育て支援の充実を図ります。

○人とつながる機会や居場所の提供

- ・子どもたちが安心できる、人とつながる機会や居場所を提供していきます。これらの施策の実施にあたっては、地域ぐるみで取り組みを進めます。

① 妊娠期からの母子保健の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○安心して子どもを産み、育てられる環境整備

- ・妊娠期から出産後、就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備、妊娠期から子育て期における各種教室や相談機会の提供、保護者間の交流の場や機会の創出を通じて、安心して子どもを産み、育てられる環境整備に努めます。
- ・面談や健診後に医療受診や経過観察が必要な妊婦や乳幼児に対して、フォロー健診等により早期医療につなげます。
- ・マタニティーブルーや産後うつに対して、多様な形態の産前産後ケアサポート事業や産後ケア事業を整備し、利用しやすいサポートプランの作成に努めます。
- ・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を促すプレコンセプションケアや不妊症・不育症への相談支援を推進します。
- ・子ども医療に関する助成について継続的支援を行い、母子保健の充実を図ります。

○地域の子育て支援体制の整備

- ・妊娠初期から18歳までの妊娠・出産・育児・子どもの成長と心身の健康を切れ目なく支援するためのワンストップ対応として、「こども家庭センター」を中心に、身近な相談窓口の連携により子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待を予防し、地域の子育て支援体制を整えます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
育児教室実施回数	回	145	145以上
合計特殊出生率	—	1.37	1.37以上

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・健康診査や健康相談を通じて乳幼児の健康に気を配ります。

○事業者・団体

- ・子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ・子ども・子育てに関心のある人材を発掘します。

② 子育て家庭の支援を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○保護者と子どもたちが集える場所の整備

- ・保護者と子どもたちが気軽に集え、育児相談や子育てサークルなどを利用するための施設として、現行の子育て支援の拠点施設（子育て支援センター）の充実と新たに保護者と子どもたちが集える場所を地域資源として活用し、子ども・子育て家庭の支援を進めます。
- ・子どもの家庭でも学校でもない第3の居場所づくりに努め、子どもの視点に立った生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子どもの可能性を引き出す取り組みを進めます。

○就学前の多種多様な保育・教育環境と就学後の放課後の活動の場の提供

- ・仕事と子育ての両立を図るため、保護者が働きながら安心して子どもを出産し育てることができるように、保育所（園）、幼稚園・認定こども園の延長保育や一時保育・病児保育、就学児童を対象とした放課後の活動の場（放課後児童会等）の提供に取り組みます。
- ・すべての子どもの育ちを乳児等通園支援事業にて応援し、子どもの良質な生育環境を整備するよう努めます。

○就労支援、働き方の啓発

- ・ひとり親家庭や子育て休業後の就労支援のために、大阪府子ども家庭センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ります。
- ・妊娠中に受講する「プレママ・パパ教室」や、「子ども子育て支援講座」等において、子どもへの向き合い方や子育て世帯の生活リズムの工夫など、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方の啓発に努めます。

○地域資源を生かした子育て支援

- ・保護者の病気や仕事などにより子どもの養育がむずかしい時に、子どもの尊厳を守り子ども達が安心して生活できるように、地域子ども・子育て支援事業の「子育て世帯訪問支援事業（家事・育児支援など）」や「子育て短期支援事業（ショートステイなど）」などの充実を図ります。
- ・子育てを保護者だけが担うのではなく、近隣の人や友人・知人、地域の子育てボランティアや地域団体、子育て関連の事業所等が、子どもをまんなかにしてつながり支えあうことで、保護者と一緒に子どもを育む支援の和をつくります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6（2024）年度 実績値	令和12（2030）年度 目標値
子ども・子育て支援講座等参加者数	人	156	200
子育て応援ボランティア人数	人	12	45
放課後児童会待機児童数	人	0	0
子どもの居場所	箇所	0	2

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・必要に応じて保育・子ども・子育て支援事業サービスを利用します。

- ・ ことを見守る居場所や地域づくりに参加します。

○事業者・団体

- ・ 雇用者の子育て支援に取り組みます。
- ・ ことの見場所や見守る地域づくりを応援します。
- ・ 地域こと・子育て支援事業を提供します。
- ・ こと家庭ソーシャルワーカーの資格を取得し支援します。

③ すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます

<施策(行政が行うこと)>

○関係機関の連携

- すべての子どもたちの健やかな成長を支援するために、こどもの意見を尊重し、家庭環境やこどもの特性に合わせて、「こども家庭センター」が中心となり関係機関が連携します。
- 妊娠期から18歳まで切れ目なく相談支援を実施するために、要支援児童や要支援保護者の発見から支援まで関係機関をつなぐ役割を「こども家庭センター」が担い、サポートプランの作成によって寄り添い、支援に努めます。

○インクルージョンの推進

- 障がい支援や医療的ケアの必要な子どもや生きづらさをもっている子どもがその家族とともに、また一人でも地域社会の一員として自立できるよう「自分らしく生きる力」を高める支援、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実し、地域全体のインクルージョンの推進を図ります。

○こどもの権利を守る取り組み

- 人権と権利擁護の推進として、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止や要保護児童の支援体制の強化に加え、早期につながり・支援できる予防の視点を以て関係機関と連携し、虐待や自殺予防などこどもの権利を守る取り組みを総合的に進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
こども・子育てに関する相談 件数	件	810	960
サポートプラン数	人	18	180
発達相談・支援の利用人数	人	317	350

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- こどもの声に耳を傾けます。
- 児童虐待に気づいたときは「189」に連絡します。
- 悩みや不安等を抱える保護者や支援が必要な家庭への理解を深め、支え合う関係づくりに努めます。
- ひとり親家庭の当事者グループに、支援情報の収集やつながる機会として参加します。

○事業者・団体

- 障がい児や医療的ケア児また生きづらさを抱える子どもやその保護者に対する配慮にこころがけます(インクルージョン)。
- こども・子育て支援ボランティアを募ります。

(2) 地域とともに育む学校教育の充実

<現状>

○幼小中一貫教育

- ・本町では、令和4年度より、幼小中一貫教育を推進しています。義務教育9年間に幼児教育の3年間を足した、12年間を通じた「学びの連続性」と「系統性」を強化する取り組みを、「こどもを主語に」という理念のもと、めざすこども像に向け、非認知能力の向上を手段として取り組みを推進しています。

○地域の教育活動支援

- ・社会教育団体やリーダー会として地域の教育活動を支援し、学校教育の充実に貢献する活動を行っています。

<課題>

○「Well-being(幸福)」と「Agency(主体性)」を高める環境整備

- ・不登校生徒数の増加、問題行動、いじめ問題といった学校だけでは解決できない教育課題もあり、「非認知能力」をキーワードに、学校、地域、家庭が一体となって、こどもたちの「Well-being(幸福)」と「Agency(主体性)」を高める環境を整えていく必要があります。

○非認知能力の育成・促進

- ・地域社会における非認知能力の育成・促進を各世代が協力しながら共に学び、成長できる環境づくりに取り組む必要があります。

○施設の老朽化対策や施設・設備の更新

- ・安全で快適な学校環境整備のため、施設の老朽化対策や施設・設備の更新も重要な課題となっています。

○地域と一体となった教育の推進

- ・学校だけでなく、学校と家庭、地域が一体となり青少年の育成を進める必要があります。

<方針>

○安心して学校生活を送るための環境づくり

- ・こどもたちが、自己実現に向けて学びの意欲をもち、豊かな人間形成が可能となるように学校教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるように、就学への支援事業や給食の充実を図るほか、教育施設の老朽化対策と生活様式の変化に対応した設備の更新を行います。

○地域ぐるみでの見守り活動の実施、「ふるさと学習」の推進

- ・安全な学校生活を送れるように、家庭や地域、学校が一体となった地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。
- ・学校、家庭、地域が一つになり、営農体験等の体験活動や地域活動等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと学習」を推進します。

① 元気な子どもを育てる学校園づくりを進めます

<施策(行政が行うこと)>

○非認知能力の育成・促進

- ・太子町全体で子どもの非認知能力を育む環境を整えるための研修会や保護者セミナーを開催し、学校・家庭・地域が協力する取り組みを進めていきます。

○コミュニケーション能力の育成、ICT活用教育の更なる充実

- ・町の未来を担う子どもたちを育てるため、英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成や、情報活用能力を高めるためのICT活用教育の更なる充実に努めます。

○不登校やいじめ、暴力行為などの予防・解決

- ・健全な学校生活を送れるように、総合学校支援事業を通じて、不登校やいじめ、暴力行為などの課題に対する予防や早期の解決に取り組みます。

○地産地消の推進

- ・学校給食においては、大阪府内産（特に太子町産）の果樹（ブドウ・ミカン）、野菜、加工品を食材として積極的に使用し、地産地消に努めるとともに食を通じて地域の理解を深めます。

○学校施設の整備

- ・安全で快適な学校づくりのために、学校施設の整備を進めていきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
英検合格者率	%	中学1年：5級 79.8 中学2年：4級 65.2 中学3年：3級 46.8	中学1年：5級 87.0 中学2年：4級 67.0 中学3年：3級 50.0
英検受験者数	%		

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・非認知能力を共通の合言葉として、「太子町の子どもたちは太子町全体で育てる」という視点に立ち、学校園や町（or 行政）とともに、教育環境の充実に向け、理解し協力します。

○事業者・団体

- ・教育環境の整備を進めるとともに、安全・快適な学校づくりの充実に努めます。

② 学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○地域での見守り体制の充実

- ・ 幼児・児童・生徒が学校内外で安心して生活できるように、学校安全ボランティア（見守り隊）と連携し安全の確保を行い、地域での見守り体制の充実を図ります。

○学校と家庭、地域社会が連携した青少年の育成

- ・ 学校と家庭、地域社会がさらに連携し、青少年の健全育成のための望ましい環境づくりを推進します。仲間づくりや社会参加を促し、長期的視野や国際的視野等を備えた心豊かな青少年の育成を図ります。

○ふるさと学習の推進

- ・ 本町の豊かな自然や歴史・文化、農業等の産業、まちづくりなど、体験や地域活動を通じた学習機会を提供し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
学校安全ボランティア活動人数 （見守り隊）	人数	18	25

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・ 学校と連携し、家庭で学習しやすい環境づくりに取り組みます。また地域での見守り活動に参加します。

○事業者・団体

- ・ 地域での見守り体制の充実に努めます。

2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり(人づくり・コミュニティ)

(1) 生涯にわたり学べる環境づくり

<現状>

○住民の生涯学習等に対する意識

- ・「生涯学習に関するアンケート調査」(令和4(2022)年1月～2月に実施)によると、健康、スポーツ、趣味的なもの、教養的なもの、職業において必要な知識・技能を「生涯学習」として捉えている人が多くいます。

○生涯学習施設等の利用状況

- ・生涯学習センターや図書館、スポーツ施設の利用状況は、旧施設(公民館、図書室)に比べ増加しています。

<課題>

○多様化する住民の学習ニーズへの対応

- ・「人生100年時代」を迎え、人々の価値観やライフスタイルの変化により多様化する住民の学習ニーズに対応する必要があります。また、こどもから高齢者まですべての住民が生涯を通して学習できる環境づくりが求められています。

○スポーツやレクリエーション活動へのきっかけづくり

- ・スポーツやレクリエーション活動に無関心な方へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取り組みが求められています。

○青少年育成のための環境づくり

- ・青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進める必要があります。

○高齢者の参加促進

- ・今後の高齢化の進展を踏まえ、社会の中での高齢者の役割づくりとして、趣味を活かした活動や地域行事への参加を促す支援を行います。

○図書館の魅力向上

- ・より魅力ある図書館とするため、蔵書の充実を図るとともに、地域コミュニティの場を提供できる事業の継続が必要です。

<方針>

○世代や立場を超えた交流の促進

- ・住民が自主的に学び、活動できるような学習機会を提供するとともに、スポーツの振興や社会教育団体の育成を通じて、世代や立場を超えた交流の促進を図ります。

① 生涯学習の推進を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○多様な学習機会の提供

- ・住民が自発的に生涯学習に参加できるように、各種教室を開催し、多様な学習機会の提供を行います。
- ・学んだことをより多くの人と共有することを目的として、成果を発表できる機会の充実に努めます。

○こどもの読書活動の推進

- ・学校図書室と連携し、こどもの読書活動を推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
生涯学習センター利用者数	万人	3.3	4.3
図書館年間利用者数	万人	1.6	2.0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・「太子町の子どもたちは太子町全体で育てる」という視点に立ち、学校園や町（or 行政）とともに、教育環境の充実に向け、理解し協力します。

○事業者・団体

- ・文化団体は、団体相互の連絡・協調を図り、住民文化の向上に努めるとともに、町主催の各種教室などの講座への協力をします。

② 生涯スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○スポーツ大会の開催や総合スポーツ公園の運営

- ・「たいしスポーツDay」など様々なスポーツ大会の開催や総合スポーツ公園の運営を通じて、健康の増進や交流を図ります。

○地域や社会教育関係団体との連携

- ・スポーツを通して人と人とのつながりを広げるために、地域や社会教育関係団体との連携に努めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
総合スポーツ公園利用者数	万人	10.2	19.7
社会教育団体(社会教育委員、地域婦人会、青少年指導員会など)人数	人	158	現状維持

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・様々なスポーツ大会や、社会教育団体に参加し、地域の交流に努めます。

○事業者・団体

- ・スポーツ団体は、団体相互の連携と協調を図り、スポーツへの取り組みを通じて、競技力の向上と生涯スポーツの普及に努めるとともに、町のスポーツイベントなどの振興事業への各種協力をします。

(2) 人と人が互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり

<現状>

○すべての住民が等しく人権が尊重される社会

- ・個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。偏見や差別のない社会の実現へ向けて、本町では、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるよう人権教育・人権啓発を推進するとともに、人権の視点から相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう相談体制の充実を図るなど、すべての住民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

<課題>

○すべての人がその立場を認め合い、相手を受け入れるまちづくり

- ・すべての人が互いにその立場を認め合い、相手を受け入れるとともに、その能力や個性を十二分に発揮できるように地域を築いていくことが重要です。

<方針>

○すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生するまちづくり

- ・「太子町人権尊重のまちづくり条例」及び「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版」に基づき、性別や国籍、社会的身分などに関わらず、すべての人が個人として尊重され、その存在と自由が保障されるまち、自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまち、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします。

○だれもが互いに尊重し合い参画するまちづくり

- ・「太子町男女共同参画推進条例」及び「第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版」に基づき、住民のだれもが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて取り組み、また、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画するまちをめざします。

① 人権尊重のまちづくりを進めます

<施策(行政が行うこと)>

○人権教育、人権啓発の推進

- ・住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を十分に尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

○人権情報の収集と提供機能の充実

- ・人権問題は多様化・複雑化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

○相談支援体制の充実

- ・多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

○人権リーダーの養成

- ・NPO法人やボランティア団体などが取り組む地域活動との連携を深め、人権問題と向き合う人材を発掘し、人権リーダーとして養成していくことが必要なことから、本町における人権啓発団体として活動している太子町人権協会との連携を強化し、地域における人権リーダーの養成に取り組みます。

○人権文化の創造のための支援・連携

- ・住民の交流・相互理解のための活動などを支援するとともに、NPO法人・事業者などにおいても職場などで人権教育・啓発を充実させるなど、人権文化の創造のための支援・連携の強化を図ります。

○地域でのネットワークの推進

- ・人権尊重、人権問題の解決のため、住民・各団体・事業所と行政（or 町）が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
人権啓発活動の実施回数	回	12	
人権啓発事業への参加者数	人	886	

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。
- ・自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。

○事業者・団体

- ・人権研修などを実施します。

② 男女共同参画社会を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- ・男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護などをしながら働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

○男女共同参画によるまちづくり

- ・審議会委員などへの女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用などを通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

○だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備

- ・人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

○あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

- ・あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、被害者に対する継続的な相談体制と保護体制の整備に努めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
審議会等の女性委員の割合	%	28.7	50.0 (令和 12 年 (2030) 4月1日)

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。
- ・だれもが社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。

○事業者・団体

- ・雇用機会の均等や男女差の是正など、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。
- ・男性の家事・育児・介護への参加を促します。

(3) 住民との協働、地域への愛着心の醸成

<現状>

○昔ながらの地域コミュニティ

- ・本町には、住民同士が互いに支え合う地域コミュニティが残されており、人とのふれあいを育む地元密着型の行事も行われています。

○様々な地域活動団体の活動

- ・本町には48の町会・自治会が組織され、レクリエーション活動や自主防災活動などを通じて、地域の交流を図っています。また、様々な地域活動団体が存在し、それぞれが地域課題の解決に取り組んでいます。

○歴史・文化資源の保存と活用

- ・本町には、叡福寺、二子塚古墳など、数多くの指定文化財があり、またこれ以外にも文化財指定がされていないものの貴重な歴史・文化資源があります。これらの歴史・文化資源は、文化財保護法等により適切に保全するとともに、住民への歴史・文化資源に対する意識啓発、地域への愛着心の醸成、対外的な本町のPR等に資するよう積極的な活用を図っています。

<課題>

○地域のコミュニティ活動に対する支援

- ・住民の町会・自治会離れや高齢化による後継者不足が進み、「地域のことは住民が決める」の考えを基本とした、地域の課題に対して住民自らが解決するための、地域のコミュニティ活動に対する支援を図る必要があります。

○協働によるまちづくりを推進するための具体的な対策

- ・地域の協力体制をさらに強化し、住民や町会・自治会またNPO法人などの様々なステークホルダーの参画による持続可能で活力ある協働のまちづくりが必要とされています。今後、協働によるまちづくりを進めるには、行政情報の公開を進めるとともに、積極的な地域課題の共有や議論、また住民などからの要望や問い合わせにも迅速に対応することが重要です。

○地域文化に対する愛着心の醸成

- ・地域の文化財についての保存や活用を行うことで、住民の、地域文化に対する愛着心の醸成を図る必要があります。

<方針>

○町会・自治会などの活動に対する支援

- ・地域での互いの支え合いや地域の課題を解決する活動を行う町会・自治会などの活動に対する支援を図ります。

○多様なステークホルダーと連携

- ・協働によるまちづくりを推進するため、町会・自治会、NPO法人、ボランティア団体など多様なステークホルダーと連携し、地域のニーズを反映した持続可能な地域社会の実現をめざします。

○歴史・文化資源の保存と活用

- ・地域に住むことの誇りにつながる、歴史・文化的資源についての保存や活用を図ります。

① 住民主体のまちづくりを進めます

<施策(行政が行うこと)>

○町会・自治会への加入促進

- ・コミュニティ活動に対する住民の意識啓発と理解を深めるとともに、町会・自治会への加入促進を図ります。また、町会・自治会の活動を支援します。

○地区集会所の運用についての検討

- ・活動の拠点となっている地区集会所について、老朽化対策を含め今後の運用などについて検討します。

○地域活動団体への相談・支援等

- ・地域の課題に取り組むNPO法人、ボランティア団体などの活動に対する相談・支援等を行います。
- ・様々なまちづくり活動の情報を発信し、地域活動団体同士が連携する機会の充実を図るなど、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。

○まちづくりの担い手の発掘・育成

- ・生涯学習施設利用者の活動支援や、まちづくりの担い手を支援する取り組みや各種セミナーの開催等を継続的に行い、新たな担い手を発掘・育成することで、多くの住民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

○まちの将来課題の共有

- ・住民の声を直接行政に反映させるため、タウンミーティングを開催し人口推計や公共施設等の老朽化など、まちの将来課題を共有し、住民との協働によるまちづくりについての取り組みを深化させていきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
町会・自治会加入率	%	46	50

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・まちづくりの主役として行政への関心を持ち、社会参加や生きがいの場として、ボランティア団体、NPO法人及び町会・自治会などの地域の活動に積極的に参加します。
- ・タウンミーティングへの参加やアンケート回答等により、行政運営やまちづくりに寄与する意見や提言を示します。
- ・生活活動範囲の広域化が進んでいる中、生活圏を同じくする近隣市町村住民と行政区域を超えた圏域全体の課題やめざすべき未来像を議論します。

○事業者・団体

- ・人口減少及び少子・高齢化に伴い、ますます行政リソースが限られていく中、住民、民間事業者等の多様なステークホルダーの専門性やノウハウの活用による共創と新たな価値の創出に繋げ、地域課題の解決に取り組みます。
- ・町政に関心を持ち、地域コミュニティなどの活動に協力します。

② 歴史・文化の保全と活用を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○歴史・文化資源の保全と地域への愛着心向上等への活用

- ・本町に存在する数多くの歴史・文化資源の保全を図るとともに、これら資源の調査・整理・研究に取り組み、その活用方法についても検討し、歴史学習や地域振興の拠点として地理歴史学習会開催に対する支援を行うなど、地域への愛着心向上等の活用を図ります。
- ・国指定史跡二子塚古墳を適切に管理し、魅力を発信するために史跡整備を行い、史跡公園の供用開始をめざします。

○観光や産業分野との連携を図った地域資源の情報発信や活用

- ・観光や産業分野との連携を図り、地域資源の情報発信や活用を行い、伝統的な文化や風土をいかした特色あるまちづくりを推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
竹内街道歴史資料館利用者数	人	331	6,000
大道旧山本家住宅利用者数	人	842	2,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・歴史・文化施設を利用し、本町の歴史・文化を体験します。
- ・歴史的資源の調査・研究を行い、その価値を高めます。
- ・歴史的資源を地域の誇りとして、まちづくりに活用します。

○事業者・団体

- ・資料館友の会やボランティア団体などは、歴史講座や見学会、展示会などの企画・運営に協力し、歴史的資源の理解を深める機会を創出することに努めます。
- ・各種団体は、歴史資料館や町内の旧家資料など未調査・未発見の歴史的資源の調査に協力し、住民全体の文化財保全の仕組みづくりに努めます。
- ・各種団体は、歴史的資源の整備・活用に向けた検討に協力し、自ら活動することに努めます。

3 すべての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり(健康・福祉)

(1) 住民の健康づくりの推進

<現状>

○高齢者の増加、現役世代の減少

- ・団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22(2040)年には、人口の43.9%が高齢者となるのに加え、人口減少に伴い、現役世代(担い手)が急減することが予測されています。

○保健・医療に関する住民の関心の高まり

- ・生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。また新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、新興感染症への対応も求められます。

○予防・健康づくりの支援

- ・本町では、これまで予防・健康づくりの推進に幅広く取り組み、健康マイレージ事業などを通じ健康への関心を高めるとともに、診査、教育・相談・訪問や予防接種などの事業により、総合的にきめ細やかに予防・健康づくりの支援を実施しています。

○国民健康保険の運営体制の改定

- ・国民健康保険は、被用者保険の適用拡大や少子・高齢化の進展による影響を受け被保険者数は減少傾向が続いています。今後、さらなる高齢化により医療費の増加が見込まれるなか、国保の安定化を図るため、平成30年4月から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなりました。大阪府では平成30年度から取り組みを進め、令和6年度から保険料水準の統一が行われています。

<課題>

○予防・健康づくりに取り組みやすい環境づくり

- ・これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった予防・健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。

○周辺市町村との広域的な医療連携

- ・高齢化にともない在宅医療や緩和医療の充実が求められるとともに、本町での医療体制の充実のために、周辺市町村との広域的な医療連携も必要になります。

<方針>

○予防・健康づくりの推進

- ・住民の予防・健康づくりへの関心を高めるとともに、住民の予防・健康づくりや食育を推進します。

○周辺市町村と連携した地域医療や保険制度の充実

- ・周辺市町村と連携した地域医療や保険制度を充実し、健康で笑顔いっぱいのまちづくりを推進します。

○健康づくり自主組織活動の支援や育成

- ・保健センターが住民にとっての健康基地として誰にでも利用しやすいように住民との接点をつくり、健康づくり自主組織活動の支援や育成を行います。

① 健康づくり・食育を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○予防・健康づくりの基本となる取り組み

- ・各種健康診査の実施や、予防接種への助成、健康に関する相談や教育など、住民の予防・健康づくりの基本となる取り組みを、地域の医療機関や医師会などと連携して実施します。

○健康増進のための啓発及び社会環境の整備

- ・住民の予防・健康づくりをさらに進めるために、身近な自然資源を活かした心身の健康増進として、健康ウォーキング講習会などの健康増進のための啓発活動及び社会環境の整備を実施します。

○健康マイレージ事業(たいしくんスマイル)の推進

- ・予防・健康づくりに取り組むことで、スマイル(ポイント)を獲得し、応募すると健康関連グッズや地域の特産品などが抽選で当たる健康マイレージ事業(たいしくんスマイル)を推進し、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ように、健康意識のさらなる向上を図ります。
- ・加えて、町会・自治会や小中学校のPTAなどがつくる団体に寄付できる制度を実施していますが、より一層、住民が参加しやすい制度の充実を図ります。

○子育て支援を通じた大人の意識改善

- ・小中学校における食・生活リズムの乱れが指摘されることから、子育て支援を通じた大人への意識改善、家族・家庭の健康づくりを支援します。

○予防・健康づくりと食育の総合的かつ計画的な推進

- ・太子町健康づくり推進条例に基づき、更なる健康づくりの取り組みの体制強化を図りながら、予防・健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進していきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
特定健康診査受診率 (国民健康保険被保険者)	%	38.7	60.0
生活習慣を改善する意欲のある人の割合	%	20.2	現状よりも増加
健康マイレージ参加者数	人	1,078	1,200
30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施している人の割合	%	45.3	現状よりも増加

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・予防・健康の大切さを認識し、積極的に予防・健康づくりに取り組みます。
- ・自らが進んで健(検)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

○事業者・団体

- ・事業主や医療保険者ごとの健康診査を実施するとともに、健康に関する情報提供や啓発に取り組みます。

② 地域医療の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○地域医療の充実

- ・かかりつけ医・歯科医の定着をさらに進め、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう医療機関との連携を図りながら地域医療の充実に努めます。

○関係機関との連携

- ・二次医療圏内の医療機関や近隣市町村等の協力・連携のもと、多様な医療サービスが受けられる環境整備に取り組むとともに、休日診療・小児急病診療などの緊急医療体制の充実に取り組みます。

○保健指導へつなげる仕組みの構築

- ・健康診査を受診後、将来に生活習慣病を発症する可能性の高い「生活習慣病予備群」、様々な疾病につながる可能性の高い「フレイル状態」を対象に、医療機関を通じて「イエローカード（警告書）」を渡してもらうことで、保健指導へつなげてもらう仕組みをつくります。

○生活習慣病を発症している人への保健指導

- ・現在、生活習慣病を発症している人への重症化予防対策として、確実な医療機関への受診勧奨、および保健指導を行うよう努めます。

○受診後も治療が中断しないための疾病管理

- ・高血圧傾向にある人や血糖値の高い人に対しては、リーフレットや医療機関への紹介状を同封、あるいは医療専門職による面接で受診勧奨を行い、受診後も治療が中断しないよう疾病管理を行うよう努めます。

○感染予防・感染拡大防止対策の実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新興感染症発生・まん延時に対応した感染予防・感染拡大防止対策に取り組みます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
がん検診精検受診率	%	92.6	100.0
1人当たりの医療費 (国民健康保険被保険者)	円	434,218	減少

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・日ごろから健康管理に努めます。
- ・一人ひとりがかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。
- ・住民自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

○事業者・団体

- ・地域の医療機関は、様々な病床機能を有する病院等との連携に努めます。

③ 保険制度の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○保健事業の充実

- ・持続可能で安定的な国民健康保険制度の運営をめざし、引き続き国や大阪府に対して働きかけ、さらに、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、被保険者の健康保持増進を図る保健事業の充実に取り組みます。

○「データヘルス計画」に基づく事業の展開、実施及び評価

- ・医療費の適正化を図るために、レセプトなどの電子化で得られた健康や医療に関する情報を有効に活用するとともに課題の分析を行い、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画「データヘルス計画」に基づく事業の展開、実施及び評価を行います。

○重症化予防の対策

- ・医療費が高額となる循環器疾患と内分泌疾患の重症化予防は、町の大きな課題といえます。その基礎疾患である高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の予防対策を重要課題として取り組みを進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
特定健康診査受診率 (国民健康保険被保険者)	%	38.7	60.0
特定保健指導実施率 (国民健康保険被保険者)	%	52.5	60.0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民、事業者・団体

- ・健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。
- ・特定健康診査・特定保健指導などの保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組みます。

(2) 地域福祉の充実

<現状>

○少子・高齢化等の進行

- ・本町では、少子・高齢化が進行するとともに、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。また、若者・壮年の就労形態が変化し、ライフスタイルも多様化しています。

○障がい種別ごとの手帳所持者数の変化

- ・身体障がい者手帳所持者は減少傾向で推移していますが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

○家族構成と地域交流の変化

- ・近年、ひとり親家庭（父子・母子世帯）は増加で推移しています。また、若年層ほど普段から近所や地域とのつきあいをしている人の割合が低い傾向にあります。

<課題>

○共助や公助による福祉サービスやセーフティネットの整備

- ・地域住民の助け合い（共助）と行政による支援（公助）を組み合わせ、誰もが安心して暮らせる福祉サービスやセーフティネットを整備していく必要があります。

○互助に基づく地域や近所での住民活動の促進

- ・少子・高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化により、地域や近所での住民同士の支え合い（互助）を担う人材が減少しています。地域包括ケアの推進や孤立防止の観点からも、住民主体の活動を促進し、世代や属性を超えたつながりを再構築していく必要があります。

○複合化・多様化する生活課題への相談支援体制の充実

- ・少子・高齢化や家族形態の変化、地域とのつながりの希薄化などにより、生活課題が複雑かつ多様化しています。こうした課題に対応するためには、関係機関が連携し属性や世代を問わず相談を受け止める支援体制の充実が必要です。

○新たな人材の育成

- ・少子・高齢化や人口減少が進行する中、地域社会を支える人材の確保と育成が喫緊の課題となっています。今後は、地域課題の解決に主体的に関わる人材を育成・発掘するとともに、学びと実践の機会を提供し、世代や分野を超えて活躍できる仕組みの構築が必要です。

<方針>

○福祉意識の向上と地域コミュニティの活性化

- ・福祉への意識を高め、互助に基づく地域での住民活動を促進するため、地域コミュニティの活性化を図ります。地域住民が主体となって行う活動を支援するために、地域活動の場を提供し、住民同士の交流を図り、地域とのつながりを深める機会を増やします。

○相談体制のさらなる充実

- ・地域内での情報共有を促進し、住民が気軽に相談できる環境を整えます。また、多様なニーズに応じた支援を行えるよう、相談体制のさらなる充実に取り組みます。

① 地域福祉体制の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○福祉資源やサービスに関する情報の提供、福祉意識の啓発

- ・住民が適切なサービスにアクセスできるよう、広報及びホームページなどを活用し地域の福祉資源やサービスに関する情報の提供や福祉意識の啓発に取り組みます。

○援護を必要とする世帯の把握と相談体制の充実

- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体などとコミュニティソーシャルワーカーが連携を密に行い、援護を必要とする世帯の的確な把握と相談体制の充実を図ります。

○社会参加促進と地域交流の活性化

- ・地域でのつながりを深め、孤立を防ぐための交流の場を拡充します。高齢者交流サロン等の活動を活性化させ、多様な世代との交流を促進することで、地域福祉の向上を図ります。

○地域福祉のさらなる充実

- ・虐待や権利擁護、自殺に関する相談、平常時の見守り登録台帳・災害時要援護者台帳の整備など、地域福祉のさらなる充実を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	人	1	3
総合福祉センター利用者数	万人	1.2	1.8
自殺者数	人	1	0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・日常の近所付き合いや見守り活動を通して、支援が必要な人の状況を把握し、必要な支援に繋がります。
- ・地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域での活動を積極的に行います。

○事業者・団体

- ・福祉関係事業者や各種団体は、地域住民のニーズに応じたサービスの提供や支援を行います。
- ・住民や団体・事業者間で情報を共有し、ネットワークを構築することで、お互いのニーズやリソースを把握し、協力関係を築きます。

② 高齢者福祉の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくりや自立支援、介護予防・重度化防止の取組、生活支援体制整備や在宅医療・介護連携、介護を支える人的基盤等の強化等、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。

○高齢者の認知症への取組と権利擁護の推進

- ・高齢者の尊厳や権利が守られるよう、「認知症施策推進大綱」及び「認知症基本法」を踏まえて、当事者やその家族に対する支援・社会参加支援体制の充実を図り、認知症の早期発見や権利擁護に関する取組を推進します。

○高齢者が安心・安全に暮らせる体制の整備

- ・地域における高齢者の見守り体制や生活困窮者への支援、住まいの確保、外出支援等の充実を図ります。また、災害時の支援体制の整備や感染症対策等、安心・安全に暮らせる体制の整備を推進します。

○介護サービスの適切な普及と質の向上

- ・高齢者が要介護状態になっても自分の意志で自分らしく生活を送れるよう、高齢者の介護サービスのニーズの把握に努め、安心して必要なサービスを利用できるよう、介護給付の適正化を図り、介護サービス基盤の計画的な整備に努めます。

○高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- ・高齢者が生きがいを持って暮らせる地域を目指し、居場所づくり、生涯学習、世代間交流の促進やボランティア活動への支援等、高齢者が社会参加しやすい環境の整備に努めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
健康寿命	歳	男性:80.7 女性:85.0 (令和 4 年)	現状よりも増加 (男女とも)
介護予防普及事業の参加者数	人	608	740
通いの場への参加率	%	11.4	15
元気ぐんぐんトレーニング活動支援のグループ数	グループ	24	27
高齢者交流サロン数	グループ	11	13

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・町と連携し、見守り活動や援助活動を行い、高齢者の自立生活を支援します。
- ・地域の行事やイベントに参加し、人との交流を積極的に行います。

○事業者・団体

- ・高齢者が長年培ってきた知識や経験を活用して社会参加できるよう、生きがいづくりの場の提供に努めます。

③ 障がい者福祉の強化を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○障がいや障がいのある人への理解を促進する広報・啓発

- ・障がいや障がいのある人への理解を促進する情報や活動について、広報・啓発に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の構築に努めます。

○障がいのある人が相談しやすい体制整備

- ・障がいのある人の多様なニーズに対応するため、地域自立支援協議会や保健・医療・福祉の関係機関との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援の充実等、障がいのある人が相談しやすい体制整備の充実を図ります。

○障がいのある人と地域住民との交流の促進

- ・障がいのある人と地域住民との交流の場、レクリエーション活動の充実・拡大を図るとともに、各種イベントの開催により、障がいのある人と地域住民との交流を促進します。

○成年後見制度の利用促進

- ・障がい者の高齢化や親亡き後の課題に対応するため、成年後見制度の周知をはじめ、権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

○バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりの推進

- ・障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすいよう施設整備を進め、バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
成年後見制度利用支援件数	件	0	5

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・障がいへの理解を深め、ともに支え合うという意識を持ち、社会の実現に努めます。

○事業者・団体

- ・障がい者雇用についての理解を深め、就労機会の拡充に努めます。

④ 生活困窮者支援の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○相談支援体制の充実

- 生活保護受給世帯や、地域社会の支えを必要とする援護世帯の的確な把握を行うため、民生委員児童委員や社会福祉協議会と協力し、積極的なアウトリーチを行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を強化することで相談体制の充実を図ります。また、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」とも連携し、生活困窮に関する相談支援の充実強化に努めます。

○各種援護制度の周知徹底と活用の促進

- 生活困窮者等への支援、生活保護制度や生活福祉資金貸付など、各種援護制度の周知徹底と活用を促進することで、経済的自立を促します。
- ひとり親家庭への支援制度について窓口での案内に努め、必要な支援につなげます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置	人	1	3

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- 多世代での交流機会を増やすことで、互いに助け合い、支え合う意識を持ち、安心して住み続けられるまちづくりに貢献します。

○事業者・団体

- 就労機会の拡充や各種援護制度の啓発及び相談に努めます。

4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり(経済・産業)

(1) 地域経済を支える産業の振興

<現状>

○農家戸数や耕地面積の減少、耕作放棄地の増加

- ・農業では農家戸数や耕地面積の減少、農家の高齢化とともに、耕作放棄地も増えています。

○製造品出荷額の漸減、年間商品販売額の増加

- ・製造品出荷額は平成 26（2014）年以降、漸減傾向にあります。年間商品販売額は、平成 30（2018）年の大型商業施設の開業により大きく増加しています。

<課題>

○農業の担い手を育成、耕作放棄地の解決

- ・農業の衰退は、新鮮で安全な農産物が減少するだけでなく、土地の荒廃なども招きます。そのため農業の担い手を育成するとともに、耕作放棄地の解決に向けた取り組みの実施が緊急の課題となっています。

○商工業の活性化

- ・地域の振興には商工業の活性化が不可欠であり、行政と地域との連携が重要となります。特に、商工業者の次世代リーダー育成と若い力による活力増強への期待は大きく、商業については消費者の要望を把握した商業機能の充実を、また工業については既存企業の強化を図るとともに企業誘致に取り組むなど、創意工夫を重ねた産業の振興を図る必要があります。

<方針>

○農業の活性化に向けた取り組み推進

- ・地域計画に基づく農業の担い手の確保・農地の利用集積の他、農空間の保全など、農業の活性化に向けた取り組みを進めます。

○地域産業の活性化

- ・地域産業の活性化を図るとともに、新たな地域産業の創出や企業誘致、起業・創業に向けた取り組みを促進します。
- ・「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」による新規産業の誘致を進めます。

① 都市農業の振興を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○農業の担い手の育成、耕作放棄地への対策、新規就農者の増加・確保

- ・農地中間管理機構の活用による遊休農地のあっせんや、農地の貸借等の促進を図り、新規の貸借件数などを増やすことで、農業の担い手の育成と耕作放棄地対策、また、新規就農者の増加・確保に努め、地域計画の実現に取り組んでいきます。

○地元食材の学校給食利用の充実

- ・地産地消の強化や、こどもたちへの食育の充実を図るため、地元食材の学校給食利用の充実をめざします。

○生産を支える基盤整備の支援

- ・農業施設整備に係る材料支給や農道・水路への補修事業の他、農地・水路・農道等の地域資源を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。
- ・スマート農業や省力化技術導入により効率的な農作業の取り組みを推進します。

○特産フルーツを活かした地域活性化

- ・南河内フルーツロードを軸とした沿道市町村と連携しながら特産フルーツの魅力を都市住民に伝え、南河内フルーツの認知度の向上をめざします。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
遊休農地利用者数	人	64	74
農地の貸借等の面積	ha	19	26
年間道の販売上額	億円	1.0	2.2
道の駅年間レジ通過数	万人	7.9	22.4

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・遊休農地を活用した取り組みを検討し農業にふれあいます。
- ・地域の野菜などの農業特産品を積極的に消費します。

○事業者・団体

- ・新鮮で安全安心な農産物の生産・供給及びその販路拡大を図るとともに、地産地消を進めます。

② 商工業の活性化を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○地元産業の育成・強化

- ・地域の生活利便性を高めるため、商業等の起業・創業の促進を図るとともに、商工会と連携し、既存商店などの町内事業者への支援や地域特性を生かした競争力のある商品の開発など、地元産業の育成及び強化に取り組みます。

○住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化

- ・商工業については、府道美原太子線・町道太子西条線沿線や太子インターチェンジ周辺など広域交通条件のよい地区などを軸として、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図ります。

○新たな産業の誘致

- ・活力あるまちづくりや就労機会の拡大をめざし、また地域の実情や意向を踏まえた土地利用の実現に向け、産業誘致を推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
事業所数	事業所	388	400
従業員数	人	3,006	3,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・町内での消費に努めます。

○事業者・団体

- ・事業者は、外部環境の変化に応じて、新製品の開発を図るなど、店舗の魅力向上に努め、競争力強化をめざします。
- ・住民生活に密着した店舗づくり、地域資源を活用したものづくりに努めます。

(2) まちの魅力を活かした交流の推進

<現状>

○多様な観光資源

- ・本町は、豊かな自然と歴史ある竹内街道や聖徳太子にまつわる数多くの史跡や文化財などのほか、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」、太子温泉、太子カントリー倶楽部、上の太子観光みかん園など多様な観光資源を有しています。

○道の駅の利用者数の増加

- ・本町の主要な観光施設である道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の利用者数は、近年、増加傾向となっています。
- ・竹内街道交流館の利用者数は、令和3（2021）年度以降はやや減少傾向にあります。
- ・竹内街道歴史資料館の利用者数は、令和3（2021）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

<課題>

○自然・歴史資源を活用した交流の継続

- ・「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」や「マルシェ de たいし」など、住民主体によるイベントの開催により、本町の自然・歴史資源を活用した魅力あるまちづくりとまちの活性化の継続を図る必要があります。

○知名度の向上と情報提供

- ・太子町を広くアピールして知名度の向上を図るとともに、多くの来訪者が周遊する為の情報提供を行う必要があります。

<方針>

○住民との協働による観光の振興

- ・まちの資源を再確認し、新たな魅力の創造など、住民との協働による観光の振興を図ります。

○歴史・文化資源、自然資源を活かした魅力発信

- ・聖徳太子御廟をはじめとする古墳群や竹内街道などの歴史・文化資源、二上山、唐川ホテルなどの自然資源を活用し、その魅力発信に努めます。また、観光やまちおこしに寄与する各種民間施設と連携し、にぎわいを感じることでできるまちづくりに努めます。

① まちの魅力発信を行います

<施策(行政が行うこと)>

○地域が一体となったまちの活性化

- ・住民主体で実施されている「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」、「マルシェ de たいし」や観光ボランティアガイドの活動など、太子町観光協会との連携を通して、地域が一体となったまちの活性化を進めます。

○特産品の PR、販売強化

- ・町の情報発信の拠点となる道の駅において、特産品のPR、販売力強化を図ります。

○南河内全体の観光 PR の充実

- ・より広域的な観光交流を図るため周辺市町村と連携し、南河内全体の観光PRの充実に引き続き取り組みます。

○竹内街道の活用

- ・府県を越えた沿道自治体と連携し、日本遺産に認定された竹内街道とその周辺の魅力発信について、引き続き取り組みます。

○タウンプロモーション

- ・知名度の向上や移住の動機づけにつながるように、本町の魅力を発信し、効果的なプロモーションを展開します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
イベント（聖燈会・灯路祭り）による集客者数 （町内外を含む）	万人	1.2	1.2
マルシェ de たいし出店数	店	109	120
観光ボランティアガイド利用者数	人	71	100
ふるさと納税返礼品登録数（5 年間）	件		125

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・様々なイベント活動への参加や特産品の開発への協力を通して、町の魅力を広くPRします。

○事業者・団体

- ・各種団体及び観光協会は、本町の特色を幅広く情報発信できるように連携をより強固にして、各種事業に取り組みます。

(3) 就労の支援

<現状>

○就職困難者等の職業安定、雇用の促進

- ・求人、求職をはじめとする各種就労情報の提供や職業能力開発講座を行っています。

<課題>

○多様化する相談などへの的確な対応

- ・本町では、これまでも住民にわかりやすい相談体制の充実を図ってきましたが、多様化する相談などに的確に対応することが必要となっています。

○地域雇用の拡大

- ・少子・高齢化の進展により、労働人口の減少とともに、非正規雇用や短期間雇用などの不安定就労が社会的な問題となっています。地域経済の活力を維持していくためにも、若年層の町外流出を食い止め、定着を図ることが重要であり、企業の誘致に取り組むなど、雇用の拡大を図る必要があります。

<方針>

○雇用環境の整備

- ・近隣市町村や事業者とも連携し、地域の雇用環境の整備を進めます。

○能力開発や雇用情報の提供、相談体制の拡充

- ・関係機関との連携により、能力開発や雇用情報の提供及び相談体制の拡充に取り組みます。

① 就労支援の推進を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○能力開発の支援

- ・求職者の就労へ結びつけるために、各種講座の開催などを通じて求職者のスキルアップを図り、能力開発の支援を行います。

○就職や雇用に関して相談できる体制の充実

- ・就職困難者（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、もしくは障がい者、ひとり親家庭の保護者または中高齢者などの中で、働く意欲がありながら就職に結びつかない者）を対象に、町役場に設置されている「地域就労支援センター」において、就労支援コーディネーターにより、町内の就労困難者が気軽に就職や雇用に関して相談できる体制の充実を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
就労促進事業などの参加者数	人	4	10

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・就労を実現するために、資格取得などの能力向上に努めます。

○事業者・団体

- ・誰もが働きやすい環境整備のため、ワークライフバランスへの配慮や子育て支援など多様な就労形態の実現に努めます。

5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり(生活環境・生活基盤)

(1) 地域環境の保全・向上

<現状>

○貴重な里山の存在

- ・本町には、大阪府内では貴重な里山の自然が残され、身近に感じられる暮らしがいきづいており、自然を保全する活動も行われています。一方で、そのような自然が失われていることも住民意識調査では指摘されています。

○ごみ排出量の減少

- ・本町ではこれまでごみの発生抑制に継続的に取り組んでおり、その成果はごみ排出量の経年的減少となって現れています。

○公共施設の美化活動

- ・本町では、町が管理する道路・公園・河川などについて、住民参加による定期的な清掃活動を行うアドプトプログラムに取り組んでいます。

<課題>

○よりよい環境の創造に向けたまちづくり

- ・良好な環境の重要性を本町の貴重な財産として住民が共有・認識し、次世代に引き継ぐことが私たちの責務であり、持続可能な社会を構築していく必要があります。そのためには、私たちの暮らしを見つめ直し、よりよい環境の創造に向けたまちづくりを行うことが重要です。

○環境への負荷の低減に向けた取り組み

- ・地域での活動が地球規模の環境問題の解決にもつながることを認識し、循環型社会の実現に向け、環境への負荷の低減に向けた取り組みを行うことが必要です。

<方針>

○住民との協働による環境の保全や活用

- ・身近にある自然の大切さを住民全体が共有し、住民との協働による環境の保全や活用の取り組みを進めます。

○ごみの減量やリサイクルについての啓発

- ・環境問題への関心を高める取り組みとして、ごみの減量やリサイクルについての啓発を進めます。

○地球温暖化対策の推進

- ・2022年度に策定した「太子町脱炭素ロードマップ」に基づき、温室効果ガス排出量削減目標の達成を目指し、住民・事業者のさらなる省エネ行動の定着に向けて情報提供や普及啓発活動に取り組めます。

○美しいまちづくりに向けた取り組みの強化

- ・町が管理する道路・公園・河川などについて、美しいまちを維持するため、住民参加による美化活動の取り組みを持続的に推進します。

① 協働により環境の保全を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○住民との協働による良好な環境づくり

- ・二上山、金剛生駒紀泉国定公園などでは、森林や緑化空間の自然環境の保全をめざし、森林浴や散策など緑の自然を体感しながら清掃を行う「山の日山地美化キャンペーン」などを実施し、住民との協働による良好な環境づくりを進めます。
- ・道路・公園・河川の安全性や快適さの向上を図るため、「太子町アドプト活動プログラム」の周知・啓発を行い、住民との協働による公共施設の美化活動を推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
山の日山地美化キャンペーン参加者数	人	172	180
太子町アドプト活動プログラム団体数	団体	4	6

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・身近な自然環境に親しむとともに、自然環境保全活動に参加します。
- ・自動車利用から、バス、自転車利用を心がけます。
- ・快適で美しいまちづくりを実現するために、道路・公園・河川などの美化活動に参加します。

○事業者・団体

- ・地域活動に組織として参加します。

② 資源循環型の廃棄物処理対策を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○ごみの発生抑制と再資源化

- ・今後も大量生産・大量消費生活に対する反省と環境への負荷の少ない生活への見直しを図るため、ごみの発生抑制とともに、再資源化に取り組みます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
ごみ排出量	t	3,238	2,800

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。
- ・資源ごみの分別に取り組み、資源の循環向上に努めます。

○事業者・団体

- ・店舗・事業所の責任を認識し、ごみを適正に処理します。

(2) まちの安全性・快適性の向上

<現状>

○本町の災害への対応

- ・近年、自然災害の頻発化・激甚化が見られ、本町においても、避難所避難者の生活環境改善、災害発生時での相互応援体制の整備、災害協定の締結、住民の防災意識の向上、自主防災組織の結成促進等に努めています。

○景観の向上と住環境の整備

- ・本町では、地区計画などの各種制度を活用し、景観の向上と住環境の整備に努めています。

○地域公共交通の再編

- ・令和5(2023)年12月、本町の基幹的な地域公共交通を担ってきた路線バスのバス事業廃止に伴い、地域公共交通の再編を行いました。

○転入の減少、転出の増加

- ・本町の人口減少の要因の一つに、転入の減少、転出の増加があげられます。

○下水道施設の老朽化への対応

- ・下水道管路施設及びマンホールポンプ施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を順次進めています。

<課題>

○災害対策体制の整備

- ・大規模災害への対応として、さらなる備蓄品の整備や組織体制のあり方について見直し、消防団の活動を充実化するなど、これからも安全で安心できるまちづくりが必要です。

○生活基盤の確保、住環境の整備

- ・人口減少の動向を踏まえながら、地域の活性化につながる土地利用を進め、安全で安心できる生活基盤の確保や快適な住環境の整備を進める必要もあります。

○地域にあった公共交通体制の構築

- ・今後も将来にわたり持続可能な地域公共交通をめざし、行政、住民、交通事業者など関係者との協働で、地域にあった公共交通体制を構築していく必要があります。

○誰もが住みたい、住み続けたいと思うまちづくり

- ・移住・定住の促進を図り、誰もが住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを進める必要があります。

○下水道事業経営基盤の強化

- ・人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要や物価上昇の影響による維持管理費の増大が見込まれます。

<方針>

○更なる防災力の強化

- ・「自助」「共助」「公助」の連携による防犯・防災の取り組みを進めるとともに、大阪南消防組合及び太子町消防団との連携による更なる防災力の強化を図り安心・安全を確保します。また、災害の発生に備え備蓄品の整備や組織体制の確立を図ります。

○快適な生活環境の向上

- ・快適な生活環境の向上を図るため、景観の向上や公共下水道の整備、生活基盤となる道路交通体系の充実を図ります。

○持続可能な公共交通の推進

- ・誰もが自由に移動でき、日常の暮らしを支える地域公共交通をめざし、持続性向上に向けた取り組みを進めます。

○移住・定住施策の展開

- ・子育て、教育、福祉、雇用等の分野と連携し、良好な住環境、生活環境を整備するとともに、具体的な移住・定住施策を展開します。

○下水道事業の持続的かつ安定的なサービス提供

- ・下水道施設の計画的かつ効率的な施設管理を行うとともに、使用料の見直し検討を含めた経費回収率向上の取組を行うことにより経営の健全化を図っていきます。

① 安心・安全を確保します

<施策(行政が行うこと)>

○公共施設や民間建築物の適正な維持管理と耐震化

- ・公共施設のあり方を検討するとともに、施設の更新時期を見据え、適正な維持管理に努めます。
- ・民間の建築物についても、耐震診断等への補助を通じて、耐震化促進に取り組みます。

○防災組織体制の確立

- ・自主防災組織などとも連携し、防災資機材の整備と減災への取り組みを進めます。
- ・大阪南消防組合の活動を中心に、更なる火災や救急などの消防体制の強化を進めます。
- ・防災力向上に努め、災害の発生に備え、常備消防や消防団との連携を強化します。
- ・避難所における生活環境改善の観点から備蓄品の計画的な整備を進めます。
- ・災害対応業務を含め組織体制の確立に努めます。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定などを進めます。

○防犯面の対策や交通事故防止対策の推進

- ・防犯灯や防犯カメラの設置・更新などにより防犯面の対策をさらに進めます。
- ・交通事故をなくす運動、警察による取り締まりや交通安全教育の推進などにより交通事故防止対策を進めます。

○歩行者の安全対策の推進

- ・交通量が多い路線や通学路指定された幹線道路については、大阪府の協力のもと、歩道設置など歩行者の安全対策を進めます。

○特殊詐欺対策の推進

- ・高齢者を中心に特殊詐欺による被害が拡大しており、特殊詐欺に関する対策を進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
耐震補助のべ件数	件	59	92
住民参加型の防災訓練実施回数	回	4	4
犯罪発生件数	件	56	45
交通事故発生件数	件	24	24

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・町と連携し、防犯委員会の活動、防犯パトロールや自主防災組織などに参加し、自分たちの安全は自分たちで守ることに努めます。
- ・車の運転や自転車の利用、歩行時などルールを守りマナーの向上促進に努めます。

○事業者・団体

- ・事業者や団体は組織の安全の確保に努めるとともに、地域の防災・防犯活動にも協力します。

② 景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○快適な住環境整備の推進

- ・地区計画などの各種制度の活用により住民との協働による景観まちづくりを進め、歴史・文化的資源を活かした快適な住環境整備の推進に努めます。

○安心して遊び・学び・交流できる公園の整備

- ・住民ニーズを踏まえた既存公園の再整備により、子どもや高齢者をはじめとした多様な人々が遊び、学び、交流できる公園の整備を検討します。また、住民の参画による公園の活用、維持管理を検討します。

○適正な空家管理

- ・「太子町空家等対策計画」に基づき空家の増加を防ぐなど、適正な空家管理を行います。

○水道事業への関わり

- ・水道については、平成 29 年（2017）4 月から大阪広域水道企業団に事業が移管されましたが、移管後も大阪広域水道企業団の構成団体として水道事業に携わっていきます。

○効率的で維持可能な下水道事業の運営

- ・管渠などの整備や維持管理に努めます。
- ・中長期的な視点をもって、個別処理が効果的な区域については合併処理浄化槽を導入するなど、効率的で維持可能な事業の運営を行います。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6（2024）年度 実績値	令和 12（2030）年度 目標値
景観計画・地区計画区域数	地区	6	8
空家確知率	%	100	100.0
下水道事業経費回収率	%	81.9	85.8

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・建築物を建築する場合には周囲の景観に調和した建物となるよう配慮します。

○事業者・団体

- ・大規模な開発を行う場合には、周辺環境への配慮に努め、町や関係機関との協議・調整を行います。

③ 道路・交通体系の充実を図ります

<施策(行政が行うこと)>

○生活道路の適正な維持・管理と新たな整備

- ・生活道路について、点検や修繕などを行い、適正な維持・管理に努めます。
- ・新たな土地利用計画に伴う地区の骨格となる道路整備を行います。

○公共交通の利便性・効率性の向上

- ・誰もが自由に移動できる手段として、将来に渡り公共交通のサービスを提供し続けるため、先進技術の活用なども研究し、利便性向上と更なる利用促進を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
町道改良率	%	99.6	100.0
たいしのってこバスの利用者数	人/ 日	180	210
たいしのってこバスの交通系 IC カードの利用率	%	0	30

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民、事業者・団体

- ・生活道路の日常清掃など、快適な道路環境づくりに協力します。

④ 移住・定住を促進します

<施策(行政が行うこと)>

○関係人口・交流人口の創出

- ・町外在住者が、多様なかたちで本町とつながる機会を創出し、継続的なつながりを持ち続ける関係人口・交流人口を増やす取り組みを検討します。

○移住・定住促進施策の実施

- ・本町の魅力を発信し、若年世代の移住や定住を促進するため、様々な支援による移住・定住促進に向けた取り組みを検討します。

○住環境の確保

- ・本町での暮らしを希望する人向けに、空家バンクと連携するなど、住環境の確保に取り組みます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
結婚新生活支援事業の採択者数	件	0	5
三世帯同居・近居支援事業補助金の採択者数	件	11	20
空家バンク成立数	件	2	17

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・空家等があれば、空家バンクに登録します。
- ・自然や歴史・文化など、本町の良いところを見直し、次世代に伝えていきます。

○事業者・団体

- ・地域の人材を積極的に雇用します。
- ・テレワークやワーケーション、デュアルライフ(2拠点居住)など、働き方やワークライフバランスの多様化を検討します。

6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）

（1）効率的・効果的な行政経営

<現状>

○持続可能な行財政運営の取り組み

- ・本町では長年にわたり、限りある財源と人員を効果的に活用する「選択と集中」の考え方に基づき、重点政策への資源の集中に取り組んできました。

○本町の取り巻く環境の変化

- ・超少子・高齢化を背景とした社会保障費の増加や、生産年齢人口減少、景気の低迷による税収の減少など、本町を取り巻く環境は急速に変化しています。

<課題>

○健全な財政運営に向けての取り組み

- ・税収の減少による自主財源比率の低下や、経常収支比率の高止まりなど、財政環境は楽観視できない状況にあります。今後も業務の効率化、公共施設等の計画的な維持・管理や、安定した財政基盤の確立など、健全な財政運営に向けての取り組みが必要です。

○行政区域を超えた圏域全体で取り組むべき課題の増加

- ・行政需要はますます多様化・複雑化しており、町単独で取り組むことが困難となる課題が増加しています。また、行政区域を超えた圏域全体で取り組むべき課題も増加していくことが予測されます。

○効果的な情報発信と、住民ニーズに対応した効果的・効率的な行政サービスの提供

- ・住民のニーズの変化に対応し、ホームページや SNS を活用した、効果的な情報発信についても充実を図る必要があります。また、限られた職員数で、多様な住民のニーズに対応するためには、DX や 広域連携などにより、行政サービスの質の向上と効率化が必要です。

<方針>

○健全な財政運営の推進

- ・安定した財政基盤の確立と、健全な財政運営に向けての取り組みを継続します。

○適正な公共施設の配置と管理運営の推進

- ・施設の適正配置や維持管理方法を検討し、施設維持に係る財政負担の軽減と、管理運営の効率化を図ります。

○情報発信の強化

- ・行政情報をわかりやすく、また、住民が必要とする情報を素早く簡単に入手できる環境整備に努めます。

○広域的な行政サービスの向上

- ・周辺自治体との連携を強化し、広域的な行政サービスの向上を図ります。

○デジタル技術の活用の推進

- ・効率的・効果的な行政サービスの提供を図るため、積極的にデジタル技術の活用を推進します。

① 健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○「選択と集中」による効果的な事業投資

- ・事務事業評価における事業の効果検証を今後も継続し、住民サービスの維持・向上に努めながら、行政課題の解決に向け、引き続き「選択と集中」による効果的な事業投資を行うことで、健全な財政運営を図ります。

○自主財源の確保と特定財源の活用

- ・新たな産業の誘致による税収の増加や、ふるさと納税の寄付額増加など、自主財源の確保に取り組みます。
- ・事業実施においては、特定目的基金の効果的な活用を図るとともに、国費や地方債などの有効な財源を得るなど、財源意識をもった事業展開を基本とすることで、限られた財源で継続して質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

○公共施設の管理・運営の最適化

- ・公共施設の老朽化や、住民ニーズの多様化に対応するため、施設の長寿命化や集約化など、再編も含めた公共施設の管理運営方針を検討し、限られた資源の中で住民生活に必要な行政サービスを提供できるよう、適切なマネジメントにより公共施設の管理運営の最適化を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
経常収支比率	%		90.0 以下
実質公債費率	%		10.0 以下

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民、事業者・団体

- ・町の財政状況及び行財政運営の取り組みを把握し理解します。

② 市町村等の広域連携や官民連携を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○近隣市町村の連携と柔軟な体制づくり

- ・近隣市町村が広域的な視点で連携し、専門性の確保や事務の共通・共同化による住民サービスの向上に努めるとともに、直面する課題の解決に向け、地域の実情や対応すべき課題に柔軟な体制づくりに努めます。

○民間事業者等の資源を活用した連携

- ・本町が抱える地域課題の解決をはじめ、行政サービスの充実、地域活性化、行政コストの抑制など、持続可能なまちづくり構築のため、民間事業者等が持つ技術・ノウハウを活用し、連携した取り組みを進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
連携協定締結件数(5年間)	件		32

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民、事業者・団体

- ・広域行政サービスに対する理解を深めます。

③ デジタル技術の活用を進めます

<施策(行政が行うこと)>

○利便性の高い行政サービスの提供

- ・行政サービスのデジタル化においては、住民の多様なニーズに対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、利便性や満足度の向上につながるサービスの提供を目指します。
- ・手続きのオンライン化に当たっては、デジタル技術の活用を前提とした業務プロセスの見直しを併せて検討するとともに、誰もが使いやすい手続き方法となるよう、利用者目線に立った行政サービスの構築に取り組みます。

○行政事務の効率化

- ・業務改善につながるデジタル技術の導入を検討し、持続可能な形で行政サービスを提供できるよう業務の効率化や省力化に取り組みます。
- ・業務の効率化により、政策立案や、住民サービスの向上のための業務に人的資源を集中させるなど、限られた職員数で最大の効果を生み出す体制づくりを推進します。

○人材力の強化と継続的なスキル向上

- ・デジタル施策の実行力を高めるため、庁内におけるデジタル人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて外部専門人材の活用を図ります。
- ・業務におけるデジタル先端技術の活用や、情報セキュリティに関する職員研修を実施し、職員のデジタルスキルの向上に努めます。

○デジタルツールを活用した事業者・団体との連携強化

- ・各種デジタルツールを活用し、事業者や各種団体との手続きや情報伝達の迅速化・効率化を進め、円滑なコミュニケーションと連携の強化に努めます。

○行政情報の効果的な発信を推進

- ・住民が、必要とする情報を素早く簡単に入手できるよう、デジタルツールなど多様な手段による効果的な情報発信を行います。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
施設予約システムのオンライン化率	%	0	90
DX人材の育成 (DX推進委員の確保)	人	10	50
町公式 LINE の友だち登録率 (人口比)	%	16	40

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・行政手続きや、行政情報の入手にデジタルツールを活用します。
- ・デジタル活用支援事業に参加し、デジタルリテラシーの向上に努めます。

○事業者・団体

- ・町との会議や連絡調整、手続きなどの実施手段として、デジタルツールを活用します。

(2) 人材確保・育成の強化

<現状>

○安定的な人材確保

- ・近隣町村との職員採用試験を共同化し、応募者増加を図り、安定的な人材確保に努めています。

○職員の育成

- ・太子町人材育成基本方針に基づき、専門性と住民対応力を兼ね備えた、職員の育成を推進しています。

<課題>

○より質の高い行政サービス提供に向けた人材育成及び確保

- ・地方分権の進展に伴い町の権限と責任が増大し、住民ニーズが多様化・複雑高度化するなか、変化する諸課題に対応するとともに、より質の高い行政サービスを提供する創造性、専門性等が求められています。

○職員能力の組織的な育成

- ・限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが必要です。

○メンタルヘルス対策

- ・業務の複雑化・高度化などによるストレスの増大に伴い、職員に対するメンタルヘルス対策も必要となっています。

<方針>

○職員の意識改革

- ・多種多様な業務に適切に対応していくため、職員が自らの資質向上に取り組むよう、職場風土の改革をはじめ職員一人ひとりの意識改革を図ります。

○質の高い職員の育成

- ・社会や職場環境の急激な変化にしなやかに対応し、住民が満足できる行政サービスを提供できる職員を育成します。また、近隣市町村とも連携しながら、安定的な人材の確保をめざします。

① より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します

<施策(行政が行うこと)>

○職員の能力開発

- ・「太子町人材育成基本方針」に基づき求められる職員像を踏まえ、計画的な研修を実施し、効率的かつ効果的な行政経営に対応できる職員の能力開発を図ります。

○適正な組織づくり

- ・適正な組織づくりと職員の適材適所の人事配置を行います。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和 12 (2030) 年度 目標値
研修の実施回数	回	55	70
研修への参加者数	人	496	600

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

○住民

- ・町役場との協働において、住民が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。

○事業者・団体

- ・町役場との協働において、事業者や団体が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。